平成21年度第7回理事会議事録

日 時 平成22年3月10日(水) 14:00~

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

森会長、森副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、尾崎常務理事、 板屋越、岩名、神尾、小林、斉藤、相良、篠宮、竹下、竹田、田中、 常山、福島、松田、山本、渡邊の各理事

<委仟>

佐治副会長、監物副会長、坂本、樋口、不老、御手洗の各理事 (議長に委任)

<監事>

片岡監事、中村監事

理事総数26名、うち出席20名、委任6名、計26名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

議案

第1号 第66回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会 開催地(青森県)の決定について (泉委員長)

昨年9月2日開催の第4回理事会で森会長及び国体委員長に一任されている第66回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会開催地の選定及び決定の件に関して、去る2月18日、岡崎専務理事及び芦立文部科学省競技スポーツ課長が青森県を訪問し、森会長及び川端文部科学大臣連名の開催要請書を青森県体育協会、青森県並びに青森県教育委員会に提出し、開催の要請をしていたところ、2月22日、青森県から開催の受諾があった。

青森県では、第64回冬季大会を含め、これまで11回の冬季大会スケート・アイスホッケー競技会を開催し、いずれも成功裏に終了しており、また、数多くの国際大会、国内大会を開催するなど、競技運営面においても充分な実績がある。

会場地については、八戸市、三沢市及び南部町とし、会期については今後 調整することとなる。

本件については、日本スケート連盟及び日本アイスホッケー連盟も了承するとともに、文部科学省の了解など必要な手続きも終了していることを説明し、第66回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の開催

地として青森県を決定したい旨諮り、満場一致で承認。

承認後、森会長から蝦名副知事(青森県体育協会会長)に開催決定書が手渡され、蝦名副知事より謝辞が述べられた。

第2号 平成22年度事業計画及び予算について (岡崎専務理事)

平成22年度事業計画は、公益法人制度改革への対応が必要となるため、 従前の事業計画と構成を変更し、「 . 事業方針」、「 . 事業内容」及び 「 . 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

- 「 . 事業方針」は、平成 22 年度も「21 世紀の国民スポーツ振興方策 スポーツ振興 2008 」に基づき、国民スポーツのより一層の充実・発展に向 けた事業を推進していく。
- 「 . 事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

「地域スポーツ組織育成事業」は、従前同様、総合型地域スポーツクラブ 育成事業に取組むほか、都道府県体育協会組織基盤整備事業を新たに実施す る計画とした。

「スポーツ指導者育成事業」は、本会公認スポーツ指導者制度に基づき、 指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、スポーツ指導者 の養成と資質向上に努めるとともに、その活用及び活動の促進を図ることと した。

「国民スポーツ推進 P R 事業」は、広報資料作成事業、スポーツ情報運営事業、国民スポーツ推進キャンペーン事業に取組むこととした。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者顕彰事業、スポーツ少年団 指導者顕彰事業、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰事業、日本スポーツグラ ンプリ顕彰事業を、従前同様実施する計画とした。

「スポーツ国際交流事業」は、アジア地区スポーツ交流事業及び日独スポーツ交流事業を、従前同様、実施する計画とした。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業を通じ、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、国民体育大会ドーピング検査を、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力し継続実施するとともに、日本アンチ・ドーピング機構及び都道府県体育協会と連携して、ドーピング防止教育・啓発活動を推進していくこととした。

「日本体育協会特別記念事業」は、平成23年に本会創立100周年を迎えるにあたり、記念事業の実施に向けた準備を進めるとともに、記念事業の

一環として、日本オリンピック委員会との共催により地域シンポジウムを全国3会場で実施する計画とした。また、日本スポーツ少年団が平成24年に創設50周年を迎えるにあたり、記念行事等の準備を進める計画とした。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」は各事業に取組むこととした。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力 して各事業に取組むこととした。

「 .組織運営及び財政の確立」は、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、各事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各スポーツ・体育関係団体とも、より一層の連携を図る。一方、現在の社会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとしている。更に、公益法人制度改革への対応として、平成22年度中に移行認定申請の手続きを完了させるため、定款の作成、公益目的事業の区分の整理などに取組むこととした。

平成22年度予算案について、総括的な説明として参考資料をもとに、次のとおり説明。

収入の部の「補助金等収入」は、事業仕分けの影響を受け、「国庫補助金収入」において、スポーツ指導者養成事業の内、2事業がゼロ査定となり、3千4百万円弱の減額となった。「文部科学省委託金収入」において、「子どもの体力向上事業」の拡充等により5千9百万円強の増額となった。「スポーツ振興くじ助成金収入」において、「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」等の拡充を図ったことなどにより5億2千7百万円強の増額となり、21年度に対して総額で5億6千1百70万6千円増の29億8千3百83万4千円を計上。

「寄付金収入」は、「一般寄付金収入」において創立100周年記念事業の寄付金募集を新たに始めること等により3千8百万円強の増額を見込んでいるが、「財界等寄付金収入」において、東京オリンピック・パラリンピック招致寄付金が終了したことなどにより、4億6千1百7万1千円減の7億4千7百65万1千円を計上。

「特定資産運用収入」は、平成21年度の運用実績を考慮し、3百75万3千円減の3千2百59万1千円を計上。

「登録料収入」は、スポーツ少年団登録料収入の平成21年実績を考慮し、4百10万円減の7億6千9百35万円を計上。

「事業収入」は、事業負担金収入において「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」のクラブ負担金の増額、「国民スポーツ推進キャンペーン特別協賛金収入」の増額を見込んだことにより、総額で1億8千7百69万8千円増の15億9千8百56万1千円を計上。

「特定資産取崩収入」は、創立100周年記念事業の一環として「都道府 県体育協会組織基盤整備事業」を新規に実施すること等により、特別事業引 当特定資産を取崩すことから、総額で9千1百91万5千円増の3億6百 21万5千円を計上。

以上、平成22年度収入総額は、21年度に比して3億7千2百39万 5千円増の65億1千4百53万7千円とした。

支出の部の「事業費」の予算額は、21年度に対して総額で1億4千99万9千円増の56億8千2百31万1千円を計上。

「生涯スポーツ関係事業費」は、スポーツ振興くじ助成事業の「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」の拡充などにより、4億5千9百16万5千円増の22億9千2百85万2千円を計上。

「スポーツ指導者育成関係事業費」は、国庫補助金収入の減額に伴う各種 養成講習会の事業実施形態を見直したこと等により、1千5百8万6千円減 の7億3千4百57万1千円を計上。

「国際交流関係事業費」は、日・韓・中ジュニア交流競技会が中国開催(派遣)のために渡航費が増額すること等により、1千5百15万5千円増の3億9千8百79万9千円を計上。

「子どもの体力向上事業費」は、従来のトップアスリート派遣指導事業を「スポーツ選手活用体力向上事業」として実施規模の拡充を図ったこと等により、総額で1億5千9百1万5千円増の2億7千2百46万5千円を計上。

「寄付金交付事業費」は、東京オリンピック・パラリンピック招致活動等への交付指定寄付金の取扱いが平成21年度をもって終了したことにより、5億1千万円減の5億4千67万5千円を計上。

「創立100周年記念事業」は、全国3会場で地域シンポジウムを実施すること、新たに都道府県体育協会組織基盤整備事業費を計上したこと等により、1億3千7百5万円増の1億5千9百25万円を計上。

「管理費」は、会館管理費等でボイラー修理費を増額計上したが、人件費及び法定福利費を関係事業費に配分する比率を見直したこと、定年退職者数が平成21年度より減となったこと等により、平成21年度とほぼ同額の6億4百32万6千円を計上。

以上により、平成22年度支出合計は、21年度に対して2億6千5百4 8万3千円増の65億1千4百53万7千円となった。

また、事業執行にあたり、国庫補助事業特別会計及び公営競技等補助事業

特別会計の事業費を合わせると40億円を超す事業費総額となることから、 平成22年度期中における本会運転資金の不足が見込まれるため、この対応 準備として銀行短期借入金限度額について、平成21年度より2億円増の 20億円としたい旨併せて説明し、平成22年度事業計画及び予算、短期借 入金限度額について諮り、原案どおり承認。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、3月24日開催の第2回評議員会に諮ることとした。

第3号 公益財団法人への移行に伴う最初の評議員及び役員の選任について (岡崎専務理事)

第6回理事会において新公益法人への移行スケジュール等について報告していたが、本会事務局、内閣府公益認定等委員会事務局及び文部科学省競技スポーツ課との間で移行に向けて協議を重ねた結果、移行認定を平成22年12月から平成23年3月に受けた場合、現行の特例民法法人としての「平成22年度4月1日から移行登記の前日まで」の決算を行うこと、更に、移行後の公益法人としての「移行登記の日から年度末まで」の決算を行うことが求められることとなった。

この場合、加盟団体をはじめ、地域スポーツクラブ等と協力・連携して各種事業を実施していることから、年度途中で決算を行った場合、各団体等においては、決算事務の負担が多大なものとなることが予想される。従って、本会は「平成23年4月1日に、新公益法人への移行登記を完了」を目指して、移行に係る作業・手続き等の準備を進めていく。

「平成23年4月1日に新公益法人への移行登記完了」を目指すには、移行と同時に就任する最初の評議員、理事及び監事を選任する必要があるが、「移行後、最初の評議員」は、「最初の評議員の選任方法」に基づき、評議員選定委員会を設置し選定する。「移行後、最初の理事及び監事」の選任は、現行の寄附行為に基づき現行の評議員会において選任する。なお、それぞれの任期は「評議員は、平成23年4月1日から平成27年6月開催の定時評議員会の終結の時まで」、「理事及び監事は、平成23年4月1日から平成25年6月開催の定時評議員会の終結の時まで」となる。「移行後、最初の評議員」の人数は、加盟団体並びに評議員会が推薦する106名と、理事会が推薦する学識経験者14名の120名とした。また、「移行後、最初の理事及び監事」の人数は現行の寄附行為により選任するため、現行同様の理事28名、監事2名又は3名とした。

今後のスケジュールとしては、本理事会で「評議員及び役員選任規則」の制定、「会長選考委員会」の設置について審議・承認を得た後、3月24日の第2回評議員会で「会長選考委員会」の設置について承認を得る。平成22年度に入り、4月から6月初旬までに、評議員選定委員会、会長選考委

員会を開催、6月の平成22年度第1回評議員会では、現行寄附行為に基づき「移行後、最初の会長をはじめとする理事及び監事」の選任を行う。本年8月には、本会から内閣府へ移行認定申請を行い、内閣府公益認定等委員会において審査が行われ、平成23年3月中旬に「認定処分(移行認定)」を受ける。認定処分後、2週間以内となる4月1日には移行登記を完了する運びである旨を報告。

これらを踏まえた上で、「公益財団法人への移行に伴う評議員及び役員の選任」については、現在、新たな定款が定まっていない状況において、「移行後、最初の評議員の選任方法」、「移行後、最初の理事及び監事の選任方法」を定める必要がある。この度、これまで本会が定める「役員選任規則」を基に、「公益法人の最初の評議員及び役員の選任に関する事項」であること、評議員候補者の推薦区分・人数を定めること、理事候補者は「移行後、最初の評議員」から推薦すること、役員定年制を従前同様定めるが、幅広く会長の人選を行うために、会長については定年制を適用しないことができること等を定めた「評議員及び役員選任規則」について諮り、原案通り承認した。

なお、今後は3月24日開催の第2回評議員会において「評議員及び役員 選任規則」を報告。併せて加盟団体に対しては、評議員及び理事候補者の推 薦について依頼する旨を説明。

第4号 会長選考委員会の設置について

(岡崎専務理事)

本会が平成23年4月1日に公益法人への移行登記を目指すにあたり、平成22年第1回評議員会において、平成23年4月1日からの新しい役員を選任する必要がある。

ついては、議案第2号で了承を得た「評議員及び役員選任規則」に基づき、 平成23年度からの会長の候補者推薦ための会長選考委員会を設置したい。 また、選考委員会のメンバーは、本会幹部役員、加盟競技団体および都道府 県体育協会代表者数名にて構成し、その人選については、会長、3副会長、 専務理事、2常務理事に一任いただきたい旨を諮り、これを承認。

なお、本件については、3月24日開催の第2回評議員会においても会長 選考委員会の設置について諮り、承認を得た上で、委員を選任し、会長選考 委員会を設置する旨を説明。

第5号 創立100周年記念事業実行委員会の設置について (岡崎専務理事) 創立100周年記念事業については、平成19年度第5回理事会において、 記念事業の趣旨、事業実施のための組織など、記念事業の取組みについて了 承を得ており、平成20年3月から準備委員会を設置し、日比野委員長を中 心に、100周年記念事業の基本的な企画・立案について協議するとともに、 標語・スローガンを決定し、記念事業を広くアピールすることに取組むなど、 鋭意準備を進めてきた。

この度、これまでに準備委員会で立案した事業計画を、実施に向けて推進していくため、平成22年3月末をもって準備委員会を発展的に解消し、4月から創立100周年記念事業実行委員会を設置したい。また、委員の人選については、記念事業が日本オリンピック委員会との共催により実施することとなったことから、森会長と日本オリンピック委員会竹田会長に一任いただきたい旨を諮り、これを了承。

報告事項

- 1.会務関係
- (1) 平成21年度「スポーツ振興基金」及び「スポーツ振興くじ」への助成金要望について (岡崎専務理事)

1月13日開催の第6回理事会において、会長一任事項となっていた助成金の要望については、資料のとおり、21年度に対して5百84万9千円増の5千3百45万4千円を要望した。

また、スポーツ振興くじ助成事業については、スポーツ振興くじの売り上げが好調であり、平成22年度においても、約100億円の助成が見込まれていることから、21年度に対して5億2千7百34万8千円増の16億2千6百21万円を要望したことを報告。

(2)本会資産の対応について

(岡崎専務理事)

本会は資産として「基本財産」の10億100万円、「特定資産」および 土地等の「その他の固定資産」等を保有しており、管理・運用については、 経理規程に基づきポートフォリオを考慮して管理・運用を行っている。運用 益は、投資有価証券を中心に平均利回り年2%程度であり、本会の自己財源 事業の経費支弁に充当している。

「基本財産」(満期保有目的の有価証券)は、日本航空システム第1回社債(以下、JAL社債)をはじめとする10種程度の投資有価証券にて管理しており、JAL社債は平成15年12月に1億円にて購入し、平成25年12月の満期まで保有することとしていた。

しかしながら、JALの深刻な経営悪化に伴い、JAL社債についてもその価値が大きく目減りすることが予想されたことから、文部科学省および本会契約監査法人と相談の上、「基本財産」として保有していたJAL社債を、売買目的有価証券である「特定資産」として保有していた定期預金と振替える会計処理を、指導監督基準に基づき適正に行った。

JALは、本年1月19日、会社更生手続開始の申し立てを行い、企業再

生支援機構の支援の下で再建を目指している状況であり、2月20日付けで100%減資となり、本会は社債権者として更生会社となったJALに対して更生債権の届出を行った。企業再生支援機構の再建計画では、社債の弁済率は約17%程度となることが報道され、現段階では最終的に1千7百万円程度が弁済されることが予想される。

今後、引き続き1千7百万円より高値で売れる場合は売却を考えているが、 それ以外の場合はこのまま保管し続け、弁済期日・弁済額・弁済方法が確定 するまで保管することとする。

また、本年度の決算処理においては、監査法人と証券会社等と確認し、年度末時価評価を行い、「特定資産評価損」について、現状であれば8千3百万円を計上することとし、平成21年度決算で報告する予定である。

なお、本年4月1日より現行の「金融資産管理運用細則」を「財産運用管理規程」に改訂し、より堅実で安全な金融商品による資産管理の体制を整備することとしており、本会自己財源の確保に一層努力する旨を報告。

(3)評議員選定委員会委員について

(岡崎専務理事)

1月13日開催の第6回理事会での承認を得て、文部科学省に申請していた「最初の評議員の選任方法」は、2月25日付で文部科学大臣の認可を受けた。この認可を受けて、本会では「最初の評議員の選任方法」及び「評議員選定委員会規程」について、2月25日の認可日から施行することとなった。

また、森会長に一任となっていた評議員選定委員会委員のメンバー構成については、「最初の評議員の選任方法」に定めるとおり、評議員1名、監事1名、外部委員2名、事務局1名の計5名となっており、委員長は評議員の日比野弘氏、委員は監事の片岡康子氏、外部委員として弁護士の菅原哲朗氏、元NHKスポーツ報道センター長の杉山茂氏、事務局の川口三三夫総務部長が就任することとなった。

今後、評議員選定委員会では「最初の評議員の選任方法」及び「評議員選定委員会規程」、「評議員及び役員選任規則」に基づき、「公益法人移行後、最初の評議員」の選任を行う旨を報告。

(4) 創立100周年記念事業について

祝賀式典並びに総括シンポジウムの期日の変更について

(岡崎専務理事)

東京で開催する祝賀式典並びに総括シンポジウムは、第5回理事会において、平成23年7月8日から9日の2日間、グランドプリンスホテル新高輪で、総括シンポジウム及び祝賀式典・レセプションを開催することが了承されていた。創立100周年記念事業準備委員会では、祝賀式典と総括シンポ

ジウムを国際的見地からも充実させるため、国際オリンピック委員会のロゲ会長の出席について、日本オリンピック委員会を通じて打診したところ、7月8日から9日の日程が国際オリンピック委員会総会と重複しており、ロゲ会長はじめ主要なメンバーが祝賀式典等に出席できない可能性が高いことが判明した。このため、平成23年7月15日に総括シンポジウム、翌16日に祝賀式典とする期日の変更について、去る3月8日開催の第3回100周年記念事業準備委員会において承認された旨を報告。

また、創立100周年祝賀式典の時期に合わせ、東京でアジアオリンピック評議会総会が開催される予定である旨を併せて報告。

「絵画・作文コンクール」入賞・入選者について

(尾崎100周年記念事業準備委員会企画・広報部会長) 全国の小学生・中学生を対象とした「絵画・作文コンクール」の募集を、 平成21年8月1日から12月25日まで行った。全国から寄せられた応募 作品について、企画・広報部会の審査を経て、去る3月8日開催された第3 回100周年記念事業準備委員会において入賞・入選者が承認され、最優秀 賞受賞者については、平成23年7月の祝賀式典において表彰する予定とし

シンポジウム開催概要について

ている旨を報告。

(尾崎100周年記念事業準備委員会企画・広報部会長) 創立100周年記念シンポジウムについては、共通テーマを『日本のスポーツ100年「これまで」と「これから」』とし、平成22年度に全国3会場で地域シンポジウムを、平成23年度に東京での祝賀式典に合わせて総括シンポジウムを開催する。地域シンポジウムは、地域の特色を活かしながら、21世紀的グローバル課題とスポーツの関係に迫るディスカッションを行う予定としている。サブテーマについては、地域スポーツが盛んな福島会場で行われるシンポジウムでは"スポーツによる「公正で福祉豊かな地域生活」の創造"とした。戦後間もなく行われ、日本のスポーツ振興に大いに貢献した国民体育大会の第1回開催地であり、気候変動に関する京都議定書を取りまとめた地である京都会場では"スポーツで考える「環境と共生」の時代"とした。我が国における最初の被爆地であり、平和と友好の象徴となる地である広島会場では"スポーツが築く「平和と友好」に満ちた世界"とした。

3つの地域シンポジウムを総括する東京会場は、グランドプリンスホテル新高輪を会場とし、テーマとして、3地域シンポジウムの成果をさらに検討を加えた上で、最終的には嘉納治五郎趣意書の現代版「21世紀スポーツ宣言JAPAN(仮題)」として取りまとめ、参会者の賛同を得て採択することを考えており、国際的な提言として、祝賀式典において公表するとともに、

日本発のスポーツメッセージとして国の内外に発信したい。旨を報告。

ロゴ・シンボルマークについて

(尾崎100周年記念事業準備委員会企画・広報部会長)より広く創立100周年記念事業を周知することを目的に、ロゴ・シンボルマークを第3回100周年記念事業準備委員会において決定した。ロゴは「日本のスポーツ100年」とし、シンボルマークは「100」を漢数字で表現することにより、100年という歴史を感じさせるデザインとなっている。今後、バッジやシール、横断幕、のぼり等の作成の際に使用するとともに、加盟団体などが主催する大会のプログラム等に掲載するなど、幅広く活用いただけるよう依頼していく。また、併せて、子どもたちに相応しいと評価のあった他のデザインについては、子どもたちを対象としたバッジ等の作成に限定的に活用していく旨を報告した。

(5)2009年度ミズノスポーツメントール賞について(尾崎加盟栄典部会長) 平成2年に、優秀な指導者を表彰するためにミズノスポーツ振興会の尽力に より制定された本賞は、今回で20回目を迎え、本会より推薦した6名(スポ ーツメントール賞シルバー1名、スポーツメントール賞5名)が優秀指導者と して選考され、表彰式が4月21日に都内ホテルにて行われる旨を資料に基づ き報告。

2. 国民体育大会関係

(泉委員長)

(1)第65回国民体育大会冬季大会(北海道)の終了について

スケート・アイスホッケー競技会は、1月27日(水)から31日(日)までの5日間、北海道の釧路市において開催された。

大会には、44都道府県から選手・監督1,438名、本部役員293名の合計1,731名が参加した。

大会は、オリンピック出場経験者や各競技における強化指定選手が参加するなど随所に盛り上がりを見せる大会となった。選手は大会スローガンの「夢に飛べ 北に 未来に 熱き鼓動」にふさわしい熱戦を各種目で展開し、地元釧路市民の盛んな声援を受けた。

競技成績は資料のとおり、スケート競技会では男女総合成績において北海道が5年連続48回目の優勝を、女子総合成績においても北海道が2年連続23回目の優勝を果たし、また、アイスホッケー競技会でも北海道が2年連続27回目の総合優勝を果たした。

スキー競技会は、2月25日(木)から28日(日)までの4日間、北海道の札幌市で開催された。

大会には、全国から選手・監督1,500名、本部役員307名の合計

1,807名が参加した。

大会は、長野オリンピックで金メダルを獲得した船木和喜選手が3大会連続で参加するなど国際大会経験者、日本代表選手が多数参加し、各種目で盛んな 声援を受けた。

競技成績は資料のとおり、男女総合成績では北海道が4年振り53回目の優勝を果たし、女子総合成績では秋田県が39年振り2回目の優勝を手にした。 なお、冬季大会におけるドーピング・コントロール検査は、スキー競技ジャイアントスラローム種目、クロスカントリー種目を対象に22検体の競技会検査が行われたが、まだ検査結果が判明していない。今後、検査結果が判明次第、本会ホームページ等で公開する旨を報告。

(2)第66回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催地について

開催地の決定については、森会長並びに国体委員長に一任されていたものの、選定作業に難航を極める状況が続いていたが、去る3月4日、岡崎専務理事、芦立文部科学省競技スポーツ課長、池上全日本スキー連盟専務理事が秋田県を訪問し、森会長及び川端文部科学大臣連名の開催要請書を秋田県体育協会、秋田県並びに秋田県教育委員会に提出し、開催の要請をしていたところ、3月10日に開催の秋田県議会本会議にて佐竹知事による開催受入表明がなされた旨の連絡があった。今後、秋田県からの正式な回答をいただき次第、開催決定に向けた必要な手続きを取り進めた上で、開催決定通知書を持参し、第66回冬季大会スキー競技会の開催地を秋田県に決定し、競技会開催に関連する会場地、会期の決定については、森会長及び国体委員長に一任いただきたい旨を報告。

3.生涯スポーツ推進事業関係

(森委員長)

・生涯スポーツ全国会議2010の終了について

昨年度まで開催していた生涯スポーツコンベンションをリニューアルし、本年度から開催した生涯スポーツ全国会議は、全体テーマを「生涯スポーツの新たな時代に向けて 育成期から充実期へ」とし、去る2月4日(木)、埼玉県浦和ロイヤルパインズホテルを会場に、全国各地から1,100名の参加を得て開催した。

特別講演では、東京大学名誉教授の養老孟司氏による「スポーツと脳」をテーマに体験談を交えた講演が行われた。その後、4つの分科会において、テーマに沿った事例発表、意見交換が行われ、本会が担当する「総合型クラブの設立効果と今後の課題」をテーマとする分科会では、総合型クラブ設立の効果を検証することによる、総合型クラブ育成の意義を再認識するなど有意義な意見交換が行われた旨を報告。

4.国際交流事業関係

(松田委員長)

・第8回日韓青少年冬季スポーツ交流事業(派遣・受入)の終了について 派遣事業については、去る1月18日(月)から24日(日)の7日間、 竹下理事を団長に、4競技158名の日本代表団を韓国に派遣し、雪上競技 会を江原道、氷上競技会をソウル市において実施し、互いにスポーツを通じ て交流を深めた。

受入事業については、2月6日(土)から12日(金)の7日間、4競技 144名の韓国代表団が来日し、スキー競技のアルペンを三笠市、クロスカントリーを札幌市で、また、スケート競技とアイスホッケー競技を釧路市、カーリング競技を名寄市で行い、北海道体育協会及び関係競技団体の協力により大変すばらしい環境の中で交流が行われた旨を報告。

日本派遣団団長を務めた竹下理事より、本事業がジュニア層の冬季競技の拡充に果たしている役割を認識したとの報告があった。

以上の諸報告をいずれも了承後、3月24日(水)に第2回評議員会を開催すること、平成22年度の理事会及び評議員会の開催日程を確認。その後、森会長より任期満了により平成23年3月31日をもって会長職を退任する旨の表明があり、15時35分閉会。